

令和元年6月14日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03143

研究課題名(和文) スイス市民社会と移動型民族の社会的排除に関する歴史研究

研究課題名(英文) A historical study on the social exclusion of Swiss civil society and mobile people

研究代表者

穠山 洋子 (Akiyama, Yoko)

同志社大学・グローバル地域文化学部・准教授

研究者番号：10594236

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はスイスの青少年福祉財団の「街道の子どもたちのための奉仕活動」により1926年から1973年まで約600人のイエーニシェ(移動型民族)の子どもが、親から強制的に保護され、里親や施設で養育され、定住生活への矯正が行われた事例を対象に、その社会的・思想的背景とそれを市民社会が容認し、長期間看過した要因を歴史学的に考察した。その結果、本事業によりイエーニシェの否定的なイメージが固定化され、一般社会に広まったこと、また、他の子どもの福祉事業(貧困家庭や片親の子どもや婚外子等)との類似性があることが明らかになった。それらが1970年代までスイス市民社会が本事業を容認した主な背景と要因である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本件研究の独創性は、これまで実態解明を中心に行われてきたスイスの移動型民族の社会的排除の歴史をその背景にある論理や社会情勢に関連付けて研究する点である。本研究を通じて、少数派の社会的排除がどのような論理において、いかなる社会情勢において行われるのか、また市民社会がそれを無批判に受け入れた背景と要因が明らかになった。これにより、グローバル化や多様性が進む現代世界における少数派問題の背景に関して一つの視点を与えることができた。

研究成果の概要(英文)：Between 1926 and 1973 approximately 600 Jenish (mobile people) children were taken from their parents and placed in foster care at private homes or public institutions by the "Aid Organization for Children of the Country Road (Hilfswerk fuer Kinder der Landstrasse)" of the Swiss Youth Welfare Foundation. This historically study considered the social and ideological background of this activities and the reason why the civil society has received this activities without criticism and has long accepted it.

As a result, it was cleared, that through this activities and its propaganda, the negative impression of Jenish has been consolidated und disseminated. It became also clear that there is similarity of other children's welfare projects (such as poor families, single-parent children and extramarital children). These are the background that the Swiss civil society accepted the project without criticism until the 1970s.

研究分野：歴史学(西洋史)

キーワード：ナショナル・マイノリティ マイノリティの排除 移動型民族 イェーニシェ 子どもの強制保護 子どもの福祉

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

スイスでは、かつて「ツィゴイナー(ジブシー)」という蔑称で呼ばれた移動型民族は、シンティ・ロマよりもイエーニシェ(イエーニシュ語をエスニック・アイデンティティとする集団、1997年スイスのナショナル・マイノリティとして認定された)の数が圧倒的に多く、彼らはシンティ・ロマ同様、特に1848年のスイス連邦国家成立以降、様々な規制や排除の対象となり、迫害を受けた。その中で、1926年から1973年まで市民協会によって行われたのが、イエーニシェの子どもを強制的に保護し、定住生活へ転換させ、スイス社会にとって「有益な人間に教育」する活動である。「スイス公益協会(SGG)」によって1912年に設立されたスイス最大の青少年福祉財団「青少年のために(Pro Juventute)」の下部組織である「街道の子どもたちのための奉仕活動(Hilfswerk für die Kinder der Landstrasse)」(以下「街道の子どもたち」)により、この間、約600人の子どもが強制的に親から引き離され、里親や施設のもとで養育され、定住生活への矯正が行われた。本活動は、活動推進者、政府、自治体、市民によって「不遇な状況にある」子どもたちのための「救済事業」だと認識され、20世紀後半まで人権問題として認識されることがなく看過され続けた。

申請時の段階では、この問題は事業の実体解明(責任者、組織、被害者)とその後の移動型民族の処遇に重点がおかれ、なぜスイスでそのような活動が行われたのか、さらには、それを可能とした社会的、思想的背景については十分に解明されていなかった(2016年にザラ・ガレによる、福祉、政治、メディアの言説分析を通じた包括的な研究結果が公開されている¹)。これを踏まえ、市民結社がなぜ移動型民族、とりわけその子どもの問題に取り組むようになったか、また、スイス市民社会はなぜその活動に合意し、社会的コンセンサスが形成されたのか、さらにその活動を長期にわたり看過し続けたのか、その社会的、思想的背景を明らかにしたいと考えた。

2. 研究の目的

本研究では、なぜ市民社会が移動型民族の問題に取り組み、その背景にどのような社会情勢や論理があったのかを実証的な史資料調査に基づいて明らかにすることを目的とした。具体的に以下の3つの課題を中心に考察することを目的とした。

(1)「街道の子どもたち」とその上部機関である「青少年のために」の本事業期間中の移動型民族に対する考え方と対策およびその変化を明らかにする。

(2)事業推進者がこの活動を実施するにあたり、優生学などの近代諸科学がこの活動の正当性を担保したのかを考察する。ここではナチ・ドイツの人種衛生学の影響も射程にいれる。

(3)スイスで同時代的に行われていた福祉・救済事業としての子どもの強制保護との関連性を考察する。

3. 研究の方法

本研究は、主にスイス(一部ドイツ)における研究文献と一次史料の調査・収集と、それら史資料の分析と考察に基づく歴史学的手法によって行われた。

(1)の史資料として、1912~1975年までの「青少年のために」、「街道の子どもたち」の年次報告、広報誌、周年記念書籍、事業のほぼ単独の責任者だったアルフレート・ジークフリート(Alfred Siegfried)の著作を分析、考察した。但し、連邦文書館に保存されている強制保護された子どもに関する個人資料には公開制限があるためアクセスできなかった。

(2)の史資料として、優生学、治療教育学、精神医学、遺伝学に関する一次・二次文献を分析、考察した。この分野は一部国家的なプロジェクトとして研究が進められ、2000年代以降多くの研究成果が発表されている。

(3)の資料として、福祉対象となった移動生活者や福祉的、救済的理由で強制保護され里親や施設で生活することを強要されたいわゆる「奉公に出された子どもたち」や「里子」に関する政府の報告書、二次資料を中心に分析・考察し、「街道の子どもたち」との関連性を考察した。

4. 研究成果

本研究を通じて、「街道の子どもたち」の本事業に対する考え方とその変遷、および「街道の子どもたち」をスイス社会がなぜ容認し、1970年代まで人権問題にならず看過されたのかという問題設定に関して以下の6つの点が明らかになった。

(1)「街道の子どもたち」の本事業に関する考え方の変遷

¹ Sara Galle, *Kindswegnahmen. Das „Das Hilfswerk für die Kinder der Landstrasse der Stiftung pro Juventute im Kontext der Schweizerischen Jugendfürsorge*, Zürich 2016.

本活動において、移動生活、怠惰、労働忌避、アルコールの常飲、貧困、婚外子などは環境によって継承されるため、早期かつ完全な親子分離が不可欠であり、それによって社会的「悪」と見なされたこれらの性質は継承されないという考え方が支配的であり、それは活動期間中首尾一貫していた。しかし、強制保護した子どもたちの中に、教育困難児（知的障害者、精神障害児）が含まれているとして、彼らはイエーニシエの遺伝的特質を受け継いでいるとされた。そして彼らの一部は福祉の名のもとに、医師の判断で強制断種の対象となり、生涯施設に収容され続けるなど監視下に置かれた。ここでは、各施設の医師の果たした役割も大きい。

（２）スイス社会における「街道の子どもたち」の果たした役割

本事業が果たした役割は、「社会から逸脱した」集団（移動生活者）の輪郭を明確にし、社会の周縁的な存在（最下層）であることを社会に認知させその認識を定着させ、イエーニシエに関する否定的な表象を固定化（社会的スティグマ）させ、その子どもたちの「悲惨な」状況を一般社会に周知させ、イエーニシエの「社会的規範から逸脱した」性質が継承されることに対する危機感を広めたことにある。

（３）「街道の子どもたち」の上部組織である「青少年のために」の関与と果たした役割

「街道の子どもたち」の活動は責任者であるジークフリートの主導によって行われたが、決して「青少年のために」から独立した活動ではなかった。ジークフリートは「青少年のために」の学童課の仕事と並行して本事業を行った。つまり青少年福祉の一環として行ったのである。そのため、対象となったのはイエーニシエの中でも子どもだけである。

「街道の子どもたち」の年次報告、広報誌などは「青少年のために」が発行母体である。また「青少年のために」の広報誌や周年記念書籍にもその活動報告と「成果」が掲載されている。さらに、活動末期の1968年の年次報告書にも、「青少年のために」の活動成果として「街道の子どもたち」の活動が掲載されている。つまり、イエーニシエの子どもの強制保護は、他の経済的な理由や家庭の問題で里親や施設に保護される子どもと同じ位置づけで捉えられ、その問題性を全く認識していなかった。「青少年のために」も問題性を指摘されるまで、本事業を肯定的に捉えていたことが明らかになった。

（４）近代諸科学の影響

19世紀末から発展した優生学、精神医学においてスイスは主導的な役割を担っていた。スイスの精神科医ヨゼフ・イエルガー（Joseph Jörger）がイエーニシエの家族の系譜とその性質を調査し、その廃退性について主張した論文（1918年、1923年）はイエーニシエの「さすらい癖」を劣勢遺伝だと指摘し、それはスイス国内外で広く受容された。スイスの優生学者やその他の科学者は、ドイツを含む国際的なネットワークを構築し、科学者間の交流はナチ政権確立後も継続していた。しかし、「街道の子どもたち」の活動に限って言えば、ドイツの優生学である人種衛生学の考えがその活動に決定的な影響力を持っていたとは言えない。その理由としてジークフリートはイエルガーの主張を引用して、イエーニシエの「さすらい癖」の遺伝性を指摘していたが、彼は基本的に文学博士であり、医学の専門家ではない。「青少年のために」の設立当初の中央事務長ハインリッヒ・ハンゼルマン（Heinrich Hanselmann）は知的障害児や精神障害児を教育によってその症状を緩和させ、社会に適合させる治療教育（Heilpädagogik）を主導していた（チューリヒ治療教育研究所長）。ハンゼルマンの「劣性」の淘汰よりも治療教育を進める考え方は、「街道の子どもたち」の子どもたちに適切な環境を与え、再教育することで定住者に転換できるという考え方に通じるものである。「青少年のために」と「街道の子どもたち」の基本理念は青少年の救済（福祉）であり、「劣性」の排除ではない。以上から優生学（人種衛生学）の影響は最小限であったと考えられる。

但し、（１）で述べたように、強制保護された子どものうち再教育不可能と判断された子どもたち（知的障害児、精神障害児）に対しては、各施設の医師の判断により、強制断種されたり婚姻を阻止されたりしたケースもあったことが指摘されている。しかしこれはイエーニシエの子どもに限ったことではなかった。そのため、彼らに対する優生学の影響はスイスの知的障害者、精神障害者、身体障害者に対する影響と関連付けて考察する必要がある。本件は今後の課題としたい。

（５）社会的状況および他の福祉事業と「街道の子どもたち」との関連性

19世紀後半の産業構造の転換と人口の都市への流出に伴い、農業や手工業を主たる産業としていた自治体（ゲマインデ）では深刻な財政難に陥っていた。地方分権の強いスイスでは救済事業（福祉政策）は基本的にゲマインデの管轄である。基本的に市民権を与えた自治体（起源地 Heimort）がその構成員が救済の対象になった場合に居住地に関係なくその費用を負担しなければならなかった。そのため、救済費用の増大により自治体の財政がひっ迫していた。自治体は貧困とその原因とされた失業、経済的基盤が安定していないシングルマザー、孤児、婚外子などを問題視した。さらに、第一次世界大戦以降の経済危機や失業者の増加、それに伴う社会情勢の不安定化による子どもの不良化（不登校、アルコールの摂取、犯罪に手を染める）が社会問題化した。これらに対する救済費用を抑えるため、スイスでは片親の子ども、婚外子、貧困家庭の子ども、アルコール中毒者の子ども、犯罪者の子どもを保護し、里親や施設で養育

する福祉事業が各自治体で教会や福祉協会を通じて行われていた。その多くの子どもたちは農家や家庭で養育を受ける代わりに安価な労働力として扱われていた。このような子どもたち(奉公に出された子どもたち)は推定 10 万人とされている。この事実を鑑みると、貧困から抜け出すための措置として、強制的な親子分離や子どもの保護という手段は一般的であったと言える。イエーニシェは最貧困層に位置づけられ、その原因が定住しないことと定職に就かないことだとされた。当時、移動生活(非定住)は定職に就かないため貧困と深く結びつけられていた。福祉事業の面からみれば、これらの貧困の撲滅が救貧事業の軽減につながると考えられていたといえる。しかし、単なる福祉事業として「街道の子どもたち」を捉えると過度の相対化につながる。マイノリティとしてのイエーニシェと貧困者という二重の排除の要因をスイス社会はイエーニシェに見出していたのである。

(6) 本事業が 1970 年代まで看過された背景

(3) で示したように「青少年のために」は外部から指摘されるまで「街道の子どもたち」の活動の問題性は全く認識していなかった。それは、科学者の間でも同様であった。差別的なイエルガーの主張を根拠に「街道の子どもたち」の活動で得られた資料を使って、学位論文や博士論文が無批判に執筆され、それは 1960 年代末まで続いていた。つまり、学术界ではイエーニシェの子どもの強制保護は正当な行為として認知されていたことが明らかである。イエーニシェをはじめとする移動生活者に対する認識には、20 世紀後半に入っても変化が見られず、引き続き「社会悪」として認知されていたことを示している。

スイス社会がその問題性を看過していた要因として、まず、(2) で示した本事業の活動を通じて固定化、強化されたイエーニシェに対するスイス社会の否定的な考え方がある。次に(5) で示した福祉事業としての側面があると考えられる。福祉事業は市民が行う善良な行為という認識があり、その認識が事業の本質を見抜く目を誤らせたのではないかと考えられる。「福祉」は、「福祉」を行う側の規範をそれを受ける側に押し付ける「強制」という側面がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

穂山洋子、「スイスにおけるナショナル・マイノリティ『移動型民族』の文化的同化の強制」、『GR 同志社大学グローバル地域文化学会紀要 - 』、査読有、第 7 号、2016 年 10 月) 1 - 29 頁。

DOI:10.14988/pa.2017.0000014680

〔学会発表〕(計 3 件)

Akiyama, Yoko, "Forced Sedentarisation of Jenish Children in Switzerland: Description of Travellers in the Bulletin of 'Hilfswerk für Kinder der Landstrasse' and Swiss Press", 4th TuDoKu Conference 2018 (Tübingen, Germany), 2018 年。

穂山洋子、「20 世紀スイスにおける子どもの強制保護 - マイノリティの排除と福祉事業のあいだで - 」同志社大学人文科学研究第 19 期第 5 研究、2017 年度第 1 回研究会、2017 年。

穂山洋子、「スイスのナショナル・マイノリティ『移動型民族』の発見・排除・包摂」、スイス史研究会第 85 回報告会、2017 年。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。